

# 日医工MPS行政情報シリーズ

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/index.php>

## 薬価維持特例とジェネリックの薬価

— 中医協 薬価専門部会 2009年7月15日 —  
「厚労省保険局医療課提出の論点案より」

資料作成：日医工株式会社 MPSチーム

(日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217 菊地祐男)



資料No.210807-137



日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

**「薬価維持特例など製薬業界が提案している新薬の薬価改定方式について(論点案)」**  
 2009年7月15日中医協・薬価専門部会(厚労省保険局医療課が提出)

日医IMPS  
 意識

**1、薬価維持特例を導入する必要性**

○製薬企業の経営状況、研究開発・供給状況を勘案した上で検討する

**2、薬価維持特例の導入による患者等へのメリットを確保するための方策**

①未承認薬等の開発・上市の進捗状況を中医協に報告する案

(報告の結果、適切に進めていない企業については薬価維持特例の非適用を考慮)

②ドラッグラグへの対応や採算性が悪い医薬品供給を薬価維持特例適用の際評価する案

**3、薬価維持特例の対象品目、期間等の考え方**

①薬価維持特例の対象範囲は「加重平均乖離率を超えないもの」で良いか？

②薬価維持特例の期間が、後発品が薬価収載まで、又は最大15年は長すぎないか？

③不採算品再算定品目は薬価維持特例の対象とせず、新薬のみを対象にしてはどうか？

「4、後発品の使用促進との関係」は次ページ

**5、その他**

①薬価維持特例の導入に際して、“試行的な実施”とすることを検討してはどうか？

②このほか検討すべき項目があれば適宜追加することとしてはどうか？

**この論点案については、9月25日(金)以降の薬価専門部会で協議される予定です**

# 「薬価維持特例など製薬業界が提案している新薬の薬価改定方式について(論点案)」

2009年7月15日中医協・薬価専門部会(厚労省保険局医療課が提出)

## 4、後発品の使用促進との関係

①薬価維持特例の導入が、後発品の使用促進にマイナスの影響を与えないか？

後発品が過度に安い薬価で収載され、供給不可能とならないか？

### 対策としての後発品の収載時薬価及びその薬価改定についての2案

[案1] (先発品薬価—「先発品薬価の薬価改定猶予分」) × 0.7で収載し、その直後の改定では、当該後発品の市場実勢価により改定する。→(解説図: 4①[案1])

[案2] 先発品薬価 × 0.7で収載し、その直後の改定では、「先発品薬価の薬価改定猶予分の率」に「当該後発品の市場実勢価による引下げ分」を加えて後発品の薬価を引き下げる。→(解説図: 4①[案2])

②後発品の使用促進が計画通り進まない場合に長期収載品の薬価を引き下げる方法は？

### 後発品の使用促進が計画通り進まない場合に長期収載品の薬価を引き下げる3案

[案1] 後発品のある先発品のすべてを一定率引下げ

→現在の長期収載品の「特例引き下げ」に近い案

[案2] 後発品のある先発品と後発品のすべてを一定率引下げ

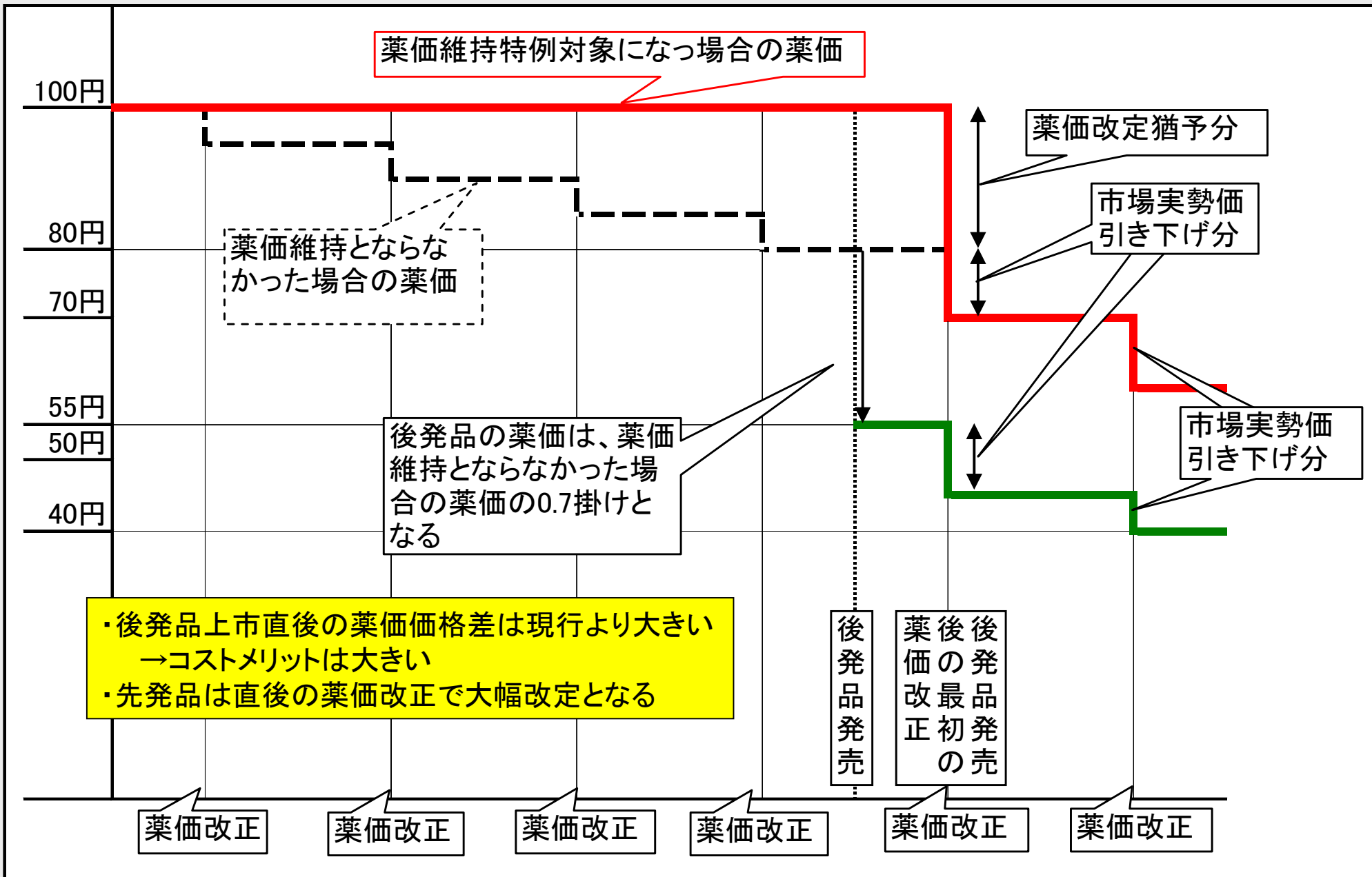
→先発品だけ薬価を下げると、後発品のコストメリットがなくなるため一緒に下げる案

[案3] 薬価維持特例の対象となる先発品について薬価維持の水準から一定率引下げ

→直接的なペナルティとして、薬価維持特例の対象品のみを対象とする案

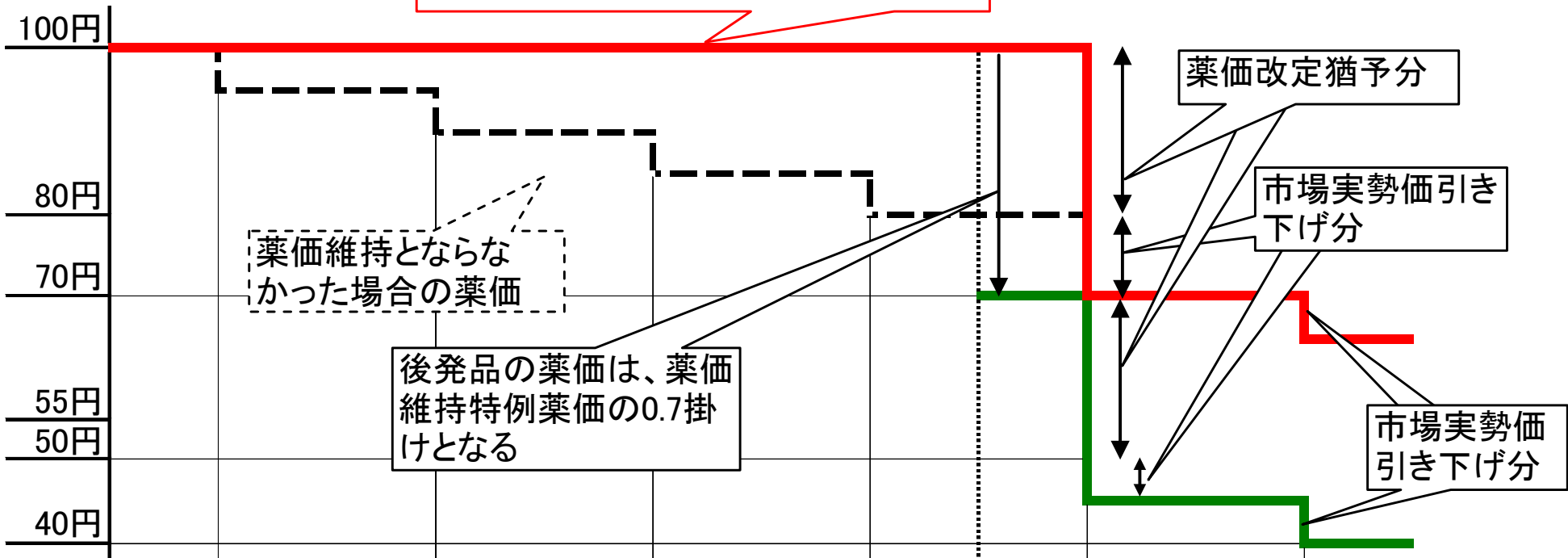
日医IMPS  
意識

# 解説図：4① [案1]



# 解説図： 4① [案2]

薬価維持特例対象になった場合の薬価



後発品の薬価は、薬価維持特例薬価の0.7掛けとなる

- ・薬価維持された新薬の後発品と、薬価維持されなかった新薬の後発品とは、最初の薬価設定に違いが出る
- ・後発品の薬価は現行より高くなるが、その分コストメリットは小さい(負担額)
- ・直後の薬価改正では、先発品も後発品も大幅改定となる  
→後発品で市場の混乱の可能性

後発品発売  
後発品の最初の薬価改正

薬価改正

薬価改正

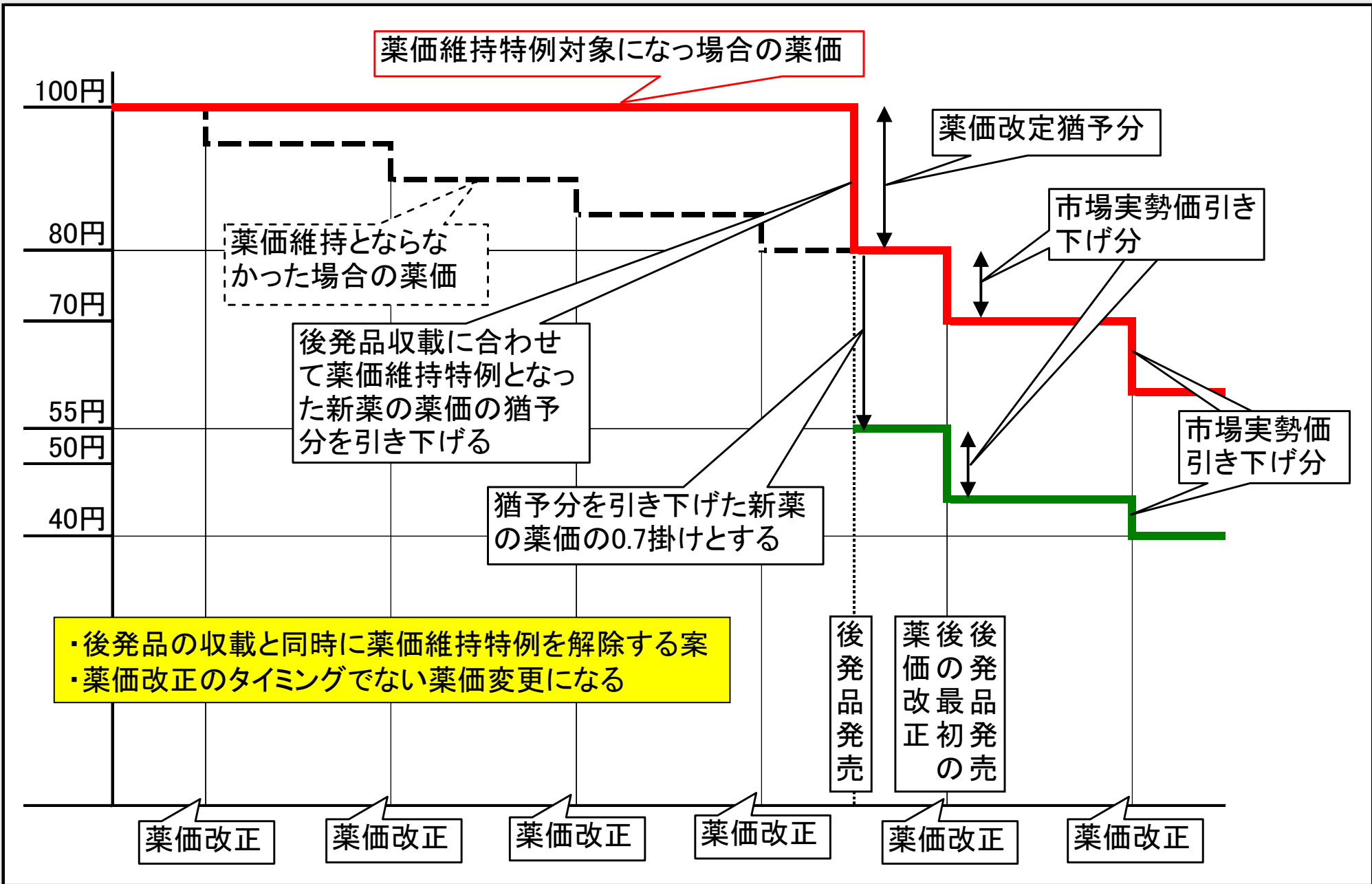
薬価改正

薬価改正

薬価改正

薬価改正

# 解説図：その他の考え方



## 参考

## 論点案

中医協 薬-3  
21. 7. 15

薬価維持特例など製薬業界が提案している新薬の薬価改定方式について  
(論点案)

標記については、これまで、業界意見陳述も含め、5回の審議を行ってきたが、制度設計の詳細やその妥当性に関する説明が必ずしも十分とはいえず、現時点では、その導入の可否を判断するための材料が不足していると考えられる。

しかしながら、その判断のためにも、仮に薬価維持特例を導入するとした場合の問題点やその解決策等について一定の共通認識を持つ必要がある。

そこで、これまでの意見を以下の論点案としてまとめたので、これに沿って議論を進めることとしてはどうか。

## 論点案

## 1. 薬価維持特例を導入する必要性

薬価維持特例を導入する必要性については、製薬企業の経営状況や、新薬の研究開発・供給の状況を勘案した上での検討が必要ではないか。

## 2. 薬価維持特例の導入による患者等へのメリットを確保するための方策

① 製薬業界は医療上必要性の高い未承認薬・未承認適応についてその開発・上市を目指すとしており、その実効性を担保する方策として、定期的に中医協にその進捗状況を報告することとしているがそれでよいか。

報告の結果、国が要請した未承認薬・未承認適応の開発・上市を適切に進めていない企業については、薬価維持特例の対象品目があっても、当該品目への薬価維持特例の適用について厳しい対応を考えざるを得ないのではないか。

② ドラッグラグを起こさないよう、我が国での開発・上市を適切なタイミングで行っていることや、古くから使われるなどして採算性が悪くなっているが医療上必要性の高い医薬品の安定供給を適切に行っていることについて、薬価維持特例の適用を考える上で、特段の評価を検討できないか。

## 3. 薬価維持特例の対象品目、期間等の考え方

① 薬価維持特例の対象となる医薬品の範囲について、製薬業界は市場の評価を重視し、加重平均乖離率を超えないものを対象に現行薬価を維持すべきと主張しているが、革新的新薬を評価するという視点からこれが適切と考えられるのか。

② 薬価維持特例の期間について、製薬業界は、後発品が薬価収載されるまでか、後発品が出なくても最大15年としているが、長すぎるのではないかと指摘もあり、今後整理が必要ではないか。

③ 製薬業界は不採算品再算定品目も薬価維持特例の対象とすべきと主張しているが、その財政影響のシミュレーションが提出されていないことも考えると、当面、特許期間中又は再審査期間中の新薬を中心に検討してはどうか。

## 4. 後発品の使用促進との関係

① 薬価維持特例の導入が、後発品の使用促進にマイナスの影響を与えないかどうか、また、後発品が過度に安い薬価で収載され、供給不可能とならないか、という点に留意しつつ、薬価維持特例終了後の後発品の薬価算定方法についてどのような方法が適切と考えられるか。例えば、以下の案を基礎として検討してはどうか。

後発品の収載時薬価及びその薬価改定については、

(案1) (先発品薬価 - 「先発品薬価の薬価改定猶予分」) × 0.7 で収載し、その直後の改定では、当該後発品の市場実勢価により改定する。

(案2) 先発品薬価 × 0.7 で収載し、その直後の改定では、「先発品薬価の薬価改定猶予分の率」に「当該後発品の市場実勢価による引下げ分」を加えて後発品の薬価を引き下げる。

② 後発品の使用促進が計画通り進まない場合、製薬業界は制度導入に伴う財政影響を補填する方策として既収載品の薬価を引き下げることがはやむを得ないとしているが、どのような方法が考えられるのか。例えば、以下の案を基礎として検討してはどうか。

(案1) 後発品のある先発品のすべてを一定率引下げ

(案2) 後発品のある先発品と後発品のすべてを一定率引下げ

(案3) 薬価維持特例の対象となる先発品について薬価維持の水準から一定率引下げ

## 5. その他

① 薬価維持特例を仮に導入するにしても、その財政影響の程度や未承認薬・未承認適応の解消状況など上記の点のフォローを行うこととし、試行的な実施ということも検討してはどうか。

② このほか検討すべき項目は何かあるか。また、今後議論を進めていく中で、必要があれば検討項目を適宜追加することとしてはどうか。